

# 定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙 1

## 【意見公募対象一覧】

	意見募集対象	根拠規定
(1)	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案	電波法(昭和25年法律第131号) 第38条の12、第38条の24第3項、第38条の25第2項、第38条の31第4項及び第6項、第38条の33第3項及び第6項並びに第38条の34
(2)	適合表示無線設備の工事設計認証番号又は識別番号を新たな工事設計認証番号又は識別番号とすることができる条件を定める件(告示)	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)様式第7号注5(2)及び様式第14号注4
(3)	基地局、陸上移動中継局及び地球局に使用する無線設備について、発射する電波の特性に影響がないと想定される部品を定める件(告示)	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)別表第2号第7注12(2)
(4)	平成23年総務省告示第278号(登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を改正する件(告示)	登録検査等事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)第17条及び別表第5号第3の3(2)
(5)	平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を改正する件(告示)	登録検査等事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)第20条及び別表第7号第3の3(2)
(6)	平成19年総務省告示第48号(小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を改正する件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の20第3号ㄅ
(7)	令和4年総務省告示第291号(無線設備規則第四十九条の二十四号ㄅの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を改正する件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の20第4号ㄅ